

申請日は空欄で持参してください。
郵送の場合、送付する日付を記入してください。

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状(申請者の押印必要)を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

印

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334

法人の場合は、法人登記事項証明書どおり記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してください。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎 (屋号：岩手一郎商店)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用産業廃棄物又は水銀含有物を含む場合のみ、自動車等破砕物の取扱いの有無を記載すること。)

中間処理(破砕処理)

廃プラスチック類、木くず、がれき類

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

中間処理(溶融処理)

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

石綿含有産業廃棄物を含む。また、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

最終処分(埋立)

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

石綿含有産業廃棄物を含む。また、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

- ・ — の3種を含む場合のみ、自動車等破砕物の取扱いの有無を記載すること。
- ・ 石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記載すること。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載すること。

事務所及び事業場の所在地

事務所

電話番号12-3456-7890

※岩手県盛岡市内丸10番地1

(岩手県盛岡市盛岡町1234番56、78番90)

事業場

電話番号12-3456-0789

岩手県一関市竹山町7丁目5番、6番

駐機場：岩手県大船渡市猪川町字前田6丁目1番

契約事務を行う事務所を記載してください。※『住居表示』で記載。地番が異なる場合は下に()書きしてください。注意事項3(1)参照

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、管理施設(最終処分場等)を除く。移動式の処分施設の場合には、駐機場を記載してください。)

別紙のとおり。

処分業の場合は処分場を記載してください。
事前協議結果通知書のとおり記載してください。

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管をする産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり。

- ・ 記載欄に書ききれない場合は別紙に記載してください。
- ・ 能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
- ・ 許可年月日・許可番号は施設の種類・設置許可年月日・設置許可番号を記載してください。
- ・ 施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

別紙のとおり

※事務処理欄

(メーカー名、型式名 処理方式)を記載してください。

固定式施設

・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
 ・許可年月日・許可番号は**施設の設置許可年月日・設置許可番号**を記載してください。
 ・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

別紙

一日及び1時間当たりの処理能力を (t/日、t//時・h) 書きで記載してください。

◆事業の用に供するすべての施設

施設の名称	破碎処理施設		溶融処理施設		施設の名称	最終処分場
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番		岩手県一関市竹山町7丁目5番		設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番
設置年月日	平成16年10月25日		平成16年10月25日		設置年月日	平成16年10月25日
処理能力	廃プラスチック類	160 t / 日 (20 t/h)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)	160 t / 日 (20 t/h)	埋立面積	4.300 m ²
	木くず	160 t / 日 (20 t/h)			埋立容量	17.500 m ³
	がれき類	160 t / 日 (20 t/h)			産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
設置許可年月日	平成16年9月10日		平成16年9月10日		設置許可年月日	平成16年9月10日
設置許可番号	第1003546-1号		第1003546-3号		設置許可番号	第1003546-5号
メーカー名	沿岸製作所		沿岸製作所			
型式名	型式：IWT-001 インパクトクラッシャー		型式：IWT-003 シャフト炉			
処理方式	衝撃破碎方式(インペラブレーカ)		直接型熱分解溶融方式			

設置許可対象外施設については「該当なし」と記入してください。

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品、水銀含有ばいじん等及び自動車等破碎物については、**含む**場合のみ品目に記載してください。(以降の書類について同じ。)

移動式施設

移動式施設の場合は駐機場も記載してください。

施設の名称	破碎処理施設(移動式)	
設置場所	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場	
駐機場	岩手県一関市竹山町7丁目5番	
設置年月日	平成16年10月25日	
処理能力	木くず	160 t / 日 (20 t/h)
	がれき類	160 t / 日 (20 t/h)
設置許可年月日	平成16年9月10日	
設置許可番号	第1003546-1号	
メーカー名	沿岸製作所	
型式名	型式：IWT-001 インパクトクラッシャー	
処理方式	衝撃破碎方式(インペラブレーカ)	

移動式施設の場合は施設に(移動式)と記載してください。

移動式施設の場合は「盛岡市を除く岩手県内の排出事業場」と記載してください。

◆破碎処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県一関市竹山町7丁目5番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	木くず	—	4.0	6.0	3.0	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	木くず	—	4.0	6.0	6.0	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

◆溶融処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県一関市竹山町7丁目5番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	鉋さい	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許 可 番 号 (申請中の場合には、申請年月日)	
	岩手県	00300000001 00316000001 00326000001	
	宮城県	令和 年 月 日 (申請中)	
申請者(個人である場合)	申請者が個人の場合はこの欄に記載してください。		
(ふりがな) 氏 名	生	住 所	
(法人である場合)	英字にもふりがなを忘れずに。		
(ふりがな) 名 称	岩手県株式会社	住 所	岩手県盛岡市内丸10番地1
(株、有)と省略しないこと。		法人登記事項証明書どおり記載してください。	
法定代理人(申請者が法人である場合) 5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内丸10-1のように省略しないこと。番地において、“の”の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 籍 所	
	役職名・呼称		
		外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。	
		・ふりがなも忘れずに記入してください。	
		・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等が会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
いわて 岩手 一郎	S 20. 2. 2	岩手県盛岡市内丸10番1号	
	代表取締役	岩手県盛岡市内丸10番1号	
もりおか 盛岡 次郎	S 30. 3. 3	岩手県盛岡市内丸10番1号	
	取締役	岩手県盛岡市津志田14地割37番地2号 岩手ハイツ101号	
きたかみ 北上 梅子	S 50. 5. 5	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1番	
	監査役	岩手県北上市芳町2番8号	
はなまき 花巻 さくら	S 40. 4. 4	岩手県花巻市花城町1番地	
	執行役(仙台支店長)	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
きん 金 五郎	S 30. 7. 7	韓国	
くじ (久慈 五郎)	顧問	岩手県久慈市八日市1番1号	
外国人の本名、日本名にルビ		役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は記載してください。	

法人登記事項証明書にならって記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の総数	1,000 株		出資の額	10,000千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
いわて いちろう 岩手 一郎	S20. 2. 2	500株	岩手県盛岡市内丸10番1号	
		50%	岩手県盛岡市内丸10番1号	
いわて けんたろう 岩手県株式会社		500株		
		50%	岩手県盛岡市内丸10番地1	

(株、有)と省略しないこと。

英字にもふりがなを忘れずに。

住民票、法人登記事項証明書に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。
(内丸10-1のように省略しないこと)

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
いわて しろう 岩手 四郎	S. 20. 6. 6	岩手県北上市水沢大手町5番地4
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢大手町5番地の4

法人登記事項証明書に支配人の登記があった場合、政令使用人として記載すること。なお、役員を兼務している場合は、申請書第2面の役員に記載すること。

使用人に該当する方は、
・本店又は支店の代表者
・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。
使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、岩手県内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第七号の1（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業計画の概要

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

排出事業者より処分の委託を受けた産業廃棄物の中間処理（破碎、溶融）及び最終処分（埋立）を行う。

処分の実施に当たっては、関係法令を遵守し、適正な処分を行う。

※具体的な処理方法を記載すること。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	備考	
				性状	予定排出事業場の名称及び所在地
1	廃プラスチック類	破碎	20 t/月	固形状	(株)岩手プラスチック 岩手県奥州市水沢大手町 5-5
2	<u>木くず</u>	破碎	10 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)
3	がれき類	破碎	50 t/月	固形状	建設工事から発生 同上 建設現場等から発生する場合は、(岩手県内各工事現場)と記載すること。
4	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	溶融	5 t/月	固形状	同上
5	石綿含有産業廃棄物	溶融	5 t/月	固形状	同上

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第七号の1（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業計画の概要

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

※具体的な処理方法を記載すること。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称 及び所在地
6	廃プラスチック類	埋立	5 t/月	固形状	同上
7	ゴムくず	埋立	20 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)
8	金属くず	埋立	5 t/月	固形状	同上
9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	埋立	50 t/月	固形状	同上
10	石綿含有産業廃棄物	埋立	20 t/月	固形状	同上

建設現場等から発生する場合は、(岩手県内各工事現場)と記載すること。

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第七号の1（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業計画の概要

本書は水銀廃棄物を取扱う場合の記載となります。

1. 全体計画の概要

排出事業者より処分の委託を受けた産業廃棄物の中間処理（破碎、焼却）を行う。

処理の実施に当たっては関係法令を遵守し、適正な処理を行う。

水銀使用製品産業廃棄物については、以下のものを取り扱う。

- ・ 蛍光ランプ

水銀使用製品産業廃棄物については、許可品目との整合性を確認する必要がありますので、水銀使用製品産業廃棄物の製品の種類を具体的に記載願います（対象製品は環境省パンフレット等参照）。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称 及び所在地
1	水銀使用製品 産業廃棄物	破碎	20 t/月	固形状	A株式会社 岩手県〇市〇町1-1
2	水銀含有ばい じん等	焼却	10 t/月	泥状	C株式会社 岩手県□市□町1-1
3					
4					
5					
6					
7					

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

移動式施設の場合は施設に（移動式）と記載してください。

3. 施設の概要	
処理施設の種類	<p>破砕施設</p> <p>破砕施設（移動式）</p>
設置場所	<p>岩手県一関市竹山町7丁目5番</p> <p><移動式施設の場合> 盛岡市内を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場：岩手県一関市竹山町7丁目5番)</p>
設置年月日	平成16年10月25日
処理能力	160t/日(20t/h)
廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>破砕施設</p> <p>沿岸製作所製</p> <p>型式：IWT-001</p> <p>インパクトクラッシャー</p> <p>衝撃破砕方式（インペラブレーカ）</p>
環境保全設備の概要	<p>敷地境界における騒音の大きさを85dB以下とする。</p> <p>敷地境界における振動の大きさを75dB以下とする。</p> <p>保管施設は、飛散防止のための囲いを設けるとともに、粉じん飛散を防ぐため散水装置を設置する。</p>

移動式施設の場合

申請書第1面の記載内容に合わせて、処理施設のメーカー名、施設形式、処理方式を記載すること。

廃棄物が周囲に飛散、流出したり、悪臭、騒音を生じたりしないための施設について記載する。

様式第七号の2（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

3. 施設の概要	
処理施設の種類	熔融施設
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番
設置年月日	平成16年10月25日
処理能力	160t/日（20t/h）
廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>熔融施設</p> <p>沿岸製作所製</p> <p>型式：IWT-003</p> <p>シャフト炉</p> <p>直接型熱分解熔融方式</p> <div data-bbox="874 987 1316 1122" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>申請書第1面の記載内容に合わせて、処理施設のメーカー名、施設形式、処理方式を記載すること。</p> </div>
環境保全設備の概要	<div data-bbox="847 1400 1289 1529" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>廃棄物が周囲に飛散、流出したり、悪臭、騒音を生じたりしないための施設について記載する。</p> </div>

最終処分場がない場合でも、この様式の提出を省略せずに、余白に「該当なし」と記載のうえ、提出してください。

4. 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	安定型最終処分場
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番
設置年月日	平成16年10月25日
最終処分場の規模等	埋立面積：4,300㎡ 埋立容量：17,500㎡
埋立対象廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。自動車等破砕物であるもの及び特別管理産業廃棄物を除く。）
構造及び設備の概要	垂鉛引き鉄板囲い、展開検査場、周縁地下水採取孔（上流・下流）、浸透水採取孔
放流水の水質等	放流水なし。
その他環境保全対策	埋立後速やかに覆土し、飛散防止及び悪臭の発生を防止する。 定期的に薬剤を散布する。

様式第七号の4（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）
 ※中間処理の種類ごとに作業の手順のフロー図を記載してください。（別紙に記載してもかまいません。）

業務時間 午前9時～午後5時

休憩時間 正午～午後1時

休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、盆期間

作業の手順のフロー図は別紙に記載。

処分業に携わる者のみでなく、全従業員の人数を記載すること。

日付の記載を忘れずに記載してください。
 郵送の場合、送付する日付を記入してください。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載のこと。

従業員数内訳

令和〇年 〇月 〇日現在

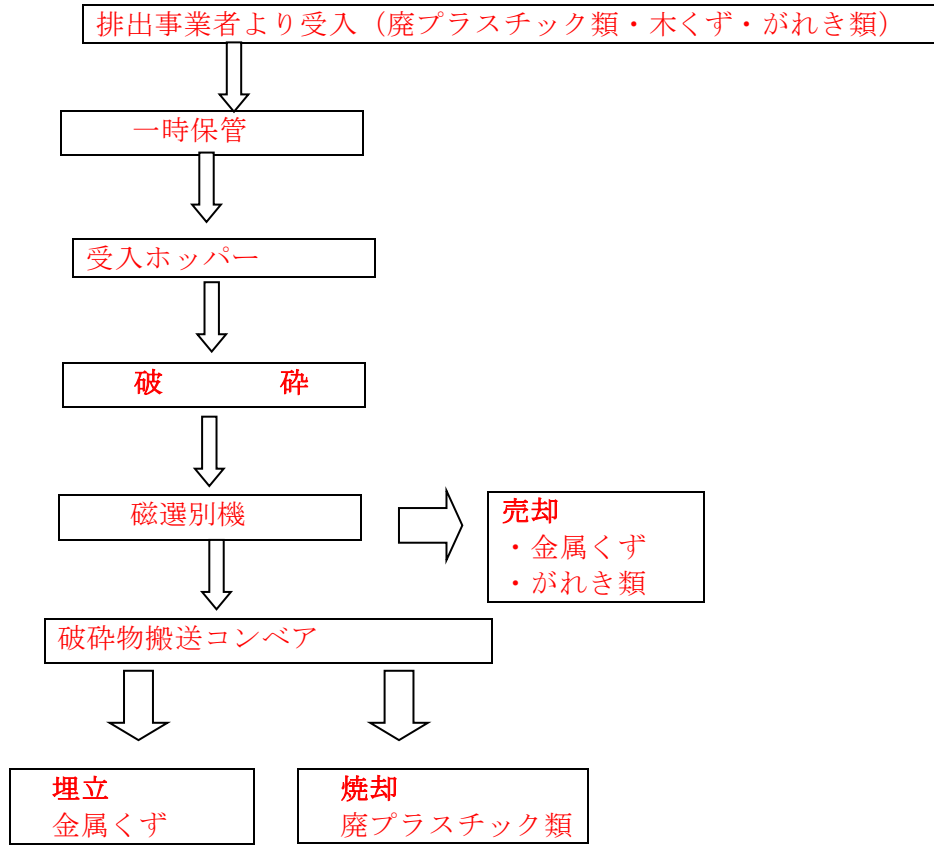
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5 人	1 人	1 人	5 人		11 人 <small>（うち3名事務員を兼ねる）</small>		20 人

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は、申請書第2面にも記載してください。

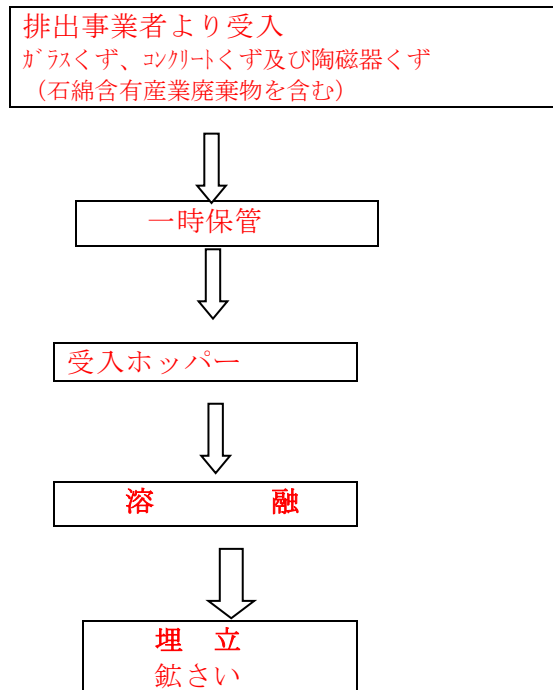
（日本産業規格 A列4番）

作業の手順のフロー図

(破碎施設)



(溶融処理)



6. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

騒音、振動の少ない機械を設置し、騒音、振動防止に努めること。

粉じんの飛散が予想される場合は、散水を行い、飛散の防止に努めること。

(2) 保管施設において講ずる措置

保管期間を超えて長期期間保管せず、速やかに処分すること。

保管する産業廃棄物が飛散しないよう、シートをかぶせること。

また、流出、地下浸透したりしないよう、床面はコンクリート張りとする。

(3) 最終処分場において講ずる措置

安定型処分場においては、定められた品目以外の廃棄物は搬入しないこと。

液状の物は埋立てしないこと。

廃酸、廃アルカリは埋立てしないこと。

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類									
処分後の産業廃棄物の種類	<p>廃プラスチック類</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。</div>								
発生量 (t/月又はm ³ /月)	20 t/月								
処理方法	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">自己処理</td> <td>(処分場所)</td> <td rowspan="2"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。所在地は番地、地割等まで記載すること。</div> </td> </tr> <tr> <td>委託処理</td> <td>(処分業者名) 県北産業(株)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">該当するものを囲む。</div>	自己処理	(処分場所)	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。所在地は番地、地割等まで記載すること。</div>	委託処理	(処分業者名) 県北産業(株)			(所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号
	自己処理	(処分場所)	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。所在地は番地、地割等まで記載すること。</div>						
委託処理	(処分業者名) 県北産業(株)								
		(所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号							
	<p style="text-align: center;">埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p style="color: red;">破碎済みの廃プラスチック類は、県北産業(株)へ搬入し、焼却処理する。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> 運搬先が岩手県外（盛岡市を含む。）の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。 </div>								
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。									

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	木くず
発生量 (t/月又は m ³ /月)	10 t / 月
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) 宮古産業(株) (売却)
	(所在地) 岩手県宮古市五月町1番20号
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却	
	中間処理、売却の場合は具体的な方法 再生利用するため、宮古産業(株)へ売却する。
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。

売却

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	がれき類
発生量 (t/月又は m ³ /月)	50 t / 月
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) 宮古産業(株)
	(所在地) 岩手県宮古市五月町1番20号
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却	
	<p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p>破砕済みのがれき類は、宮古産業(株)へ売却し、路盤材として再利用する。</p>
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	鉍さい
発生量 (t/月又は m ³ /月)	5 t/月
処理方法	自己処理 (処分場所) <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。所在地は番地、地割等まで記載すること。 </div>
	委託処理 (処分業者名) (一財) 県北 (所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号
処理方法	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 </div> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>溶融処理済みの鉍さいは、(一財) 県北へ搬入し、埋立処分する。</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>運搬先が岩手県外（盛岡市を含む。）の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。</p> </div>
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第十二号は法人申請の方のみ提出
してください。

様式第十二号（第十条の四第二項第七号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 ※…この様式にはこれから処分業を行っていくうえで必要とされるものについて記載すること。
 すでに所有しているものについては記載せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。

内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額	50,000	
土地	30,000	
事務所	10,000	
処理施設	10,000	
調 達 方 法	自 己 資 金	20,000
	借 入 金	30,000
	(借入先名)	岩手県庁銀行 20,000
		盛岡市銀行 10,000
	そ の 他	
	増 資	

総額と内訳の合計が一致するように留意してください。
 $30,000 + 10,000 + 10,000 = 50,000$

・「調達方法の合計」 = 「事業の開始に要する資金の総額」
 になるように留意してください。
 ・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること。

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

様式第十三号は個人申請の方のみ提出してください。

確定申告の日付ではなく、申請日現在の状況を記載する（預貯金残高証明書の日付等）
 青色申告者で貸借対照表を添付する場合には直前期の申告年月日を記載する。

様式第十三号（第十条の四第二項第八号、同条第二号、第十三号の二、第十三号の三、第十三号の四、第十三号の五、第十三号の六、第十三号の七、第十三号の八、第十三号の九、第十三号の十、第十三号の十一、第十三号の十二、第十三号の十三、第十三号の十四、第十三号の十五、第十三号の十六、第十三号の十七、第十三号の十八、第十三号の十九、第十三号の二十、第十三号の二十一、第十三号の二十二、第十三号の二十三、第十三号の二十四、第十三号の二十五、第十三号の二十六、第十三号の二十七、第十三号の二十八、第十三号の二十九、第十三号の三十、第十三号の三十一、第十三号の三十二、第十三号の三十三、第十三号の三十四、第十三号の三十五、第十三号の三十六、第十三号の三十七、第十三号の三十八、第十三号の三十九、第十三号の四十、第十三号の四十一、第十三号の四十二、第十三号の四十三、第十三号の四十四、第十三号の四十五、第十三号の四十六、第十三号の四十七、第十三号の四十八、第十三号の四十九、第十三号の五十、第十三号の五十一、第十三号の五十二、第十三号の五十三、第十三号の五十四、第十三号の五十五、第十三号の五十六、第十三号の五十七、第十三号の五十八、第十三号の五十九、第十三号の六十、第十三号の六十一、第十三号の六十二、第十三号の六十三、第十三号の六十四、第十三号の六十五、第十三号の六十六、第十三号の六十七、第十三号の六十八、第十三号の六十九、第十三号の七十、第十三号の七十一、第十三号の七十二、第十三号の七十三、第十三号の七十四、第十三号の七十五、第十三号の七十六、第十三号の七十七、第十三号の七十八、第十三号の七十九、第十三号の八十、第十三号の八十一、第十三号の八十二、第十三号の八十三、第十三号の八十四、第十三号の八十五、第十三号の八十六、第十三号の八十七、第十三号の八十八、第十三号の八十九、第十三号の九十、第十三号の九十一、第十三号の九十二、第十三号の九十三、第十三号の九十四、第十三号の九十五、第十三号の九十六、第十三号の九十七、第十三号の九十八、第十三号の九十九、第十三号の百）

資産に関する調書（個人用）令和〇年〇月〇日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額（千円）
現金預金	岩手県庁銀行（普通預金）		5,000
有価証券	現金預金額を省略しないで記載してください。		
未収入金			
売掛金			
受取手形	土地及び建物の金額は固定資産評価証明書に倣って記載してください。		
土地	自宅	1か所	10,000
建物	自宅	1か所	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	4,000
その他			
※青色申告者で貸借対照表を作成している場合には、当該表のとおり記載してください。 なお、事業主貸、事業主借、元入金及び青色申告特別控除前の所得金額は計上しないでください。 また、土地、建物を貸借対照表に計上していない場合も固定資産評価証明書に基づき計上することが出来ます。			資産の合計金額を記載してください。
			29,000
負債の種別		数量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形	負債欄についても、その有無を記載のこと。 負債が資産を上回った場合は、中小企業診断士の診断書を添付してください。		
その他			
負債計			0

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

- 各役員及び政令使用人等に確認したうえで、誓約してください。
- 該当した場合は、不許可となります。
- 押印は不要です。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

産業廃棄物処分業更新申請書の添付書類の省略について

○	事業計画（様式第七号の1～5）
○	処分後の産業廃棄物の処理方法（様式第十一号）
○	事業の用に供する施設
○	施設の所有権

上記一覧表に○印を付した事項については、変更ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

申請日を記入してください。

申請者氏名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

押印は不要です。

【注意】

更新時、従前から取扱いのある水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、取扱うことができる旨を許可証に新たに記載する場合、事業計画に関する書類の省略はできません。

特別管理産業廃棄物処分業更新申請書の添付書類の省略について

○	事業計画（様式第七号の1～5）	
○	処分後の産業廃棄物の処理方法（様式第十一号）	
○	事業の用に供する施設	
○	施設の所有権	
○	性状分析を行う施設	注:「感染性産業廃棄物」、「廃石綿等」のみを取扱う場合は記入不要です。
○	性状分析を行う者	

上記一覧表に○印を付した事項については、変更ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

申請日を記入してください。

申請者氏名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

押印は不要です。

岩手県収入証紙貼付欄

産業廃棄物処分業（新規） 100,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）

岩手県収入証紙貼付欄

産業廃棄物処分業（更新） 94,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）

処理方法追加の例

申請日は空欄で持参してください。
郵送の場合、送付する日付を記入してください。

様式第十号（第十条の九関係）

（第1面）

変更

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状（申請者の押印必要）を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334



法人の場合は、法人登記事項証明書とおりに記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してください。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

直近の許可年月日を記載してください。

る法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分量の許可を受け添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和 年 月 日 第00320123456号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載する。現在取得している許可品目の変更	中間処理（破碎処理） 廃プラスチック類、がれき類 紙くず、木くずに係る中間処理（焼却処理）の追加。
変更理由	業務拡大を図るため。
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	<p>【焼却処理】 設置場所：岩手県一関市竹山町7丁目5番 設置年月日：平成24年10月25日 処理能力：紙くず・木くず160t/日（20t/時） 許可年月日：平成24年9月10日 許可番号：第1003546-3号</p> <p>【保管場所】 別紙のとおり</p>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※事務処理欄	(メーカー名、型式名 処理方式)を記載してください。

新たに追加する品目のみ記載してください。

・記載欄に書ききれない場合は別紙に記載してください。
・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
・許可年月日・許可番号は**施設の設置許可年月日・設置許可番号**を記載してください。
・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

処理方法追加の例

従来の施設についても省略せずに記載すること。

別紙

別紙

<変更前>

◆事業の用に供するすべての施設

施設の名称	破砕処理施設	
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番	
設置年月日	平成16年10月25日	
処理能力	廃プラスチック類	160 t/日 (20 t/時)
	がれき類	160 t/日 (20 t/時)
設置許可年月日	平成16年9月10日	
設置許可番号	第1003546-1号	
メーカー名	沿岸製作所	
型式名	IWT-001 インパクトクラッシャー	
処理方式	衝撃破砕方式	

・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
 ・許可年月日・許可番号は**施設の設置許可年月日・設置許可番号**を記載してください。
 ・従来の施設についても省略せずに記載すること。

・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

設置許可対象外施設については「該当なし」と記入してください。

一日及び1時間当たりの処理能力を(t/日、t/時・h)書きで記載してください。

<変更後>

◆事業の用に供するすべての施設

施設の名称	破砕処理施設	焼却処理施設
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番	岩手県一関市竹山町7丁目5番
設置年月日	平成16年10月25日	平成24年10月25日
処理能力	廃プラスチック類	紙くず・木くず
	がれき類	160 t/日 (20 t/時)
設置許可年月日	平成16年9月10日	平成24年9月10日
設置許可番号	第1003546-1号	第1003546-3号
メーカー名	沿岸製作所	沿岸製作所
型式名	IWT-001 インパクトクラッシャー	IWT-005 大魔神
処理方式	衝撃破砕方式	流動床式焼却炉

・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

設置許可対象外施設については「該当なし」と記入してください。

<変更前>

◆破碎処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県一関市竹山町7丁目5番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

<変更後>

◆破碎処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県一関市竹山町7丁目5番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

◆焼却処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県一関市竹山町7丁目5番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	紙くず	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管
	木くず	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	燃え殻	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管

品目追加の例

申請日は空欄で持参してください。
郵送の場合、送付する日付を記入してください。

様式第十号（第十条の九関係）

（第1面）

変更

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状（申請者の押印必要）を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸10番1

氏名 岩手県株式会社

代表取締役 岩手 一郎

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334



法人の場合は、法人登記事項証明書とおりに記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してください。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

直近の許可年月日を記載して法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分量の許可を受けて申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和 年 月 日 第00320123456号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲(処分の方法)	現在取得している許可品目のみ記載してください。 ・石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記載すること。 ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載すること。
変更の内容	中間処理（破碎処理） 廃プラスチック類、がれき類 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの品目追加。
変更理由	業務拡大を図るため。 新たに追加する品目のみ記載してください。
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	【処理施設の概要】 別紙のとおり 【保管場所】 別紙のとおり ・記載欄に書ききれない場合は別紙に記載してください。 ・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。 ・許可年月日・許可番号は施設の設置許可年月日・設置許可番号を記載してください。 ・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり (メーカー名、型式名 処理方式)を記載してください。
※事務処理欄	

品目追加の例

別紙

◆事業の用に供するすべての施設

従来の施設についても省略せずに記載すること。

・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
 ・許可年月日・許可番号は施設の設置許可年月日・設置許可番号を記載してください。
 ・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

変更前、変更後を併記してください

変更前		変更後	
施設の名称	破砕処理施設		破砕処理施設
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番		岩手県一関市竹山町7丁目5番
設置年月日	平成16年10月25日		平成16年10月25日
処理能力	廃プラスチック類	160 t/日 (20 t/時)	廃プラスチック類 160 t/日 (20 t/時)
	がれき類	160 t/日 (20 t/時)	がれき類 160 t/日 (20 t/時)
一日及び1時間当たりの処理能力を (t/日、t/時・h) 書きで記載してください。			ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 160 t/日 (20 t/時)
設置許可年月日	平成16年9月10日		設置許可対象外施設については「該当なし」と記入してください。
設置許可番号	第1003546-1号		
メーカー名	沿岸製作所		
型式名	IWT-001 インパクトクラッシャー		
処理方式	衝撃破砕方式		

◆破砕処理施設に係る保管施設の概要

<変更前>

変更前、変更後を併記してください

所在地 岩手県一関市竹山町7丁目5番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

<変更後>

所在地 岩手県一関市竹山町7丁目5番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許 可 番 号 (申請中の場合には、申請年月日)	
	岩手県	0030000001 0031600001 0032600001	
	宮城県	令和 年 月 日 (申請中)	
申請者 (個人である場合)	他の種類の許可を含めて許可を有している許可番号及び申請中の許可を記載すること。(岩手県の許可も記入すること。)なお、この欄にすべて記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。		
	(ふりがな) 氏 名	生	申請者が個人の場合はこの欄に記載してください。
	(法人である場合)	(ふりがな) 名 称	英字にもふりがなを忘れずに。
	岩手県株式会社	岩手県盛岡市内丸10番地1	法人登記事項証明書どおり記載してください。
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内丸10-1のように省略しないこと。番地において、"の"の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)			
・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。			
・ふりがなも忘れずに記入してください。			
・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)			
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
いわて 岩手 一郎	S20. 2. 2	代表取締役	岩手県盛岡市内丸10番1号
もりおか 盛岡 次郎	S30. 3. 3	取締役	岩手県盛岡市内丸10番1号
きたかみ 北上 梅子	S50. 5. 5	監査役	岩手県盛岡市津志田14地割37番地2号 岩手ハイツ101号
はなまき 花巻 さくら	S40. 4. 4	執行役 (仙台支店長)	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1番 岩手県北上市芳町2番8号
きん 金 五郎	S30. 7. 7	顧問	韓国 岩手県久慈市八日市1番1号
くじ (久慈 五郎)			
外国人の本名、日本名にルビ			
役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は記載してください。			

法人登記事項証明書にならって記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき)

発行済株式の総数	1,000 株		出資の額	10,000千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
いわて いちろう 岩手 一郎	S20. 2. 2	500株	岩手県盛岡市内丸10番1号	
		50%	岩手県盛岡市内丸10番1号	
いわてけんかぶしきがいしゃ 岩手県株式会社		500株		
		50%	岩手県盛岡市内丸10番地1	

(株、有)と省略しないこと。

英字にもふりがなを忘れずに。

住民票、法人登記事項証明書に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。
(内丸10-1のように省略しないこと)

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
いわて しろう 岩手 四郎	S. 20. 6. 6	岩手県北上市水沢大手町5番地4	
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢大手町5番地の4	

法人登記事項証明書に支配人の登記があった場合、政令使用人として記載すること。なお、役員を兼務している場合は、申請書第2面の役員に記載すること。

使用人に該当する方は、
・本店又は支店の代表者
・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。
使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、岩手県内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第七号の1（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業計画の概要

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

排出事業者より処分のうけた産業廃棄物の中間処理（破碎・焼却）を行う。

処理の実施に当たっては関係法令を遵守し、適正な処理を行う。

※具体的な処理方法を記載すること。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称 及び所在地
1	廃プラスチック類	破碎	20 t/月	固体	(株)岩手プラスチック 岩手県奥州市水沢大手町 5-5
2	がれき類	破碎	90 t/月	固体	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場)
3	<u>木くず</u>	<u>破碎・焼却</u>	10 t/月	固体	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場) 建設工事から発生
4	<u>紙くず</u>	<u>破碎・焼却</u>	10 t/月	固体	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (岩手県内各工事現場) 建設工事から発生
5					
6					

建設現場等から発生する場合は、(県内各工事現場)と記載すること。

排出元等が限定される廃棄物（下線が引かれた廃棄物）については、必ず発生工程を記載してください。

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第七号の2（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

3. 施設の概要		従来の施設についても省略せずに記載すること。
処理施設の種類	破砕施設	
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番	
設置年月日	平成16年10月25日	
処理能力	160t/日（20t/h）	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、がれき類	
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>破砕施設</p> <p>沿岸製作所製</p> <p>型式：IWT-001（インパクトクラッシャー）</p> <p>衝撃破砕方式（インペラブレーカ）</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>処理施設のメーカー名、施設形式、処理方式を記載すること。</p> </div>	
環境保全設備の概要	<p>敷地境界における騒音の大きさを85dB以下とする。</p> <p>敷地境界における振動の大きさを75dB以下とする。</p> <p>保管施設は、飛散防止のための囲いを設けるとともに、粉じん飛散を防ぐため散水装置を設置する。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>廃棄物が周囲に飛散、流出したり、悪臭、騒音を生じたりしないための施設について記載する。</p> </div>	

様式第七号の2（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

3. 施設の概要	
処理施設の種類	焼却施設
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番
設置年月日	平成24年10月25日
処理能力	160t/日（20t/h）
廃棄物の種類	紙くず、木くず
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>焼却施設</p> <p>沿岸製作所</p> <p>形式：ITW-005（大魔神）</p> <p>処理方式 流動床式焼却炉</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>処理施設のメーカー名、施設形式、処理方式を記載すること。</p> </div>
環境保全設備の概要	<p>定期的に排気ガスやダイオキシン類の検査を行うとともに、保守点検に十分配慮する。また、火災が発生しないよう、十分注意する。</p> <p>焼却後の燃え殻が飛散しないよう、容器内に入れて保管する。</p> <p>保管施設は、飛散防止のための囲いを設けるとともに、粉じん飛散を防ぐため散水装置を設置する。</p>

様式第七号の3（第十条の四第二項第一号、同条第三項）

該当がない場合でも、この様式の提出を省略せずに、余白に「該当なし」と記載のうえ、提出してください。

4. 最終処分場	該当なし
最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

様式第七号の4（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

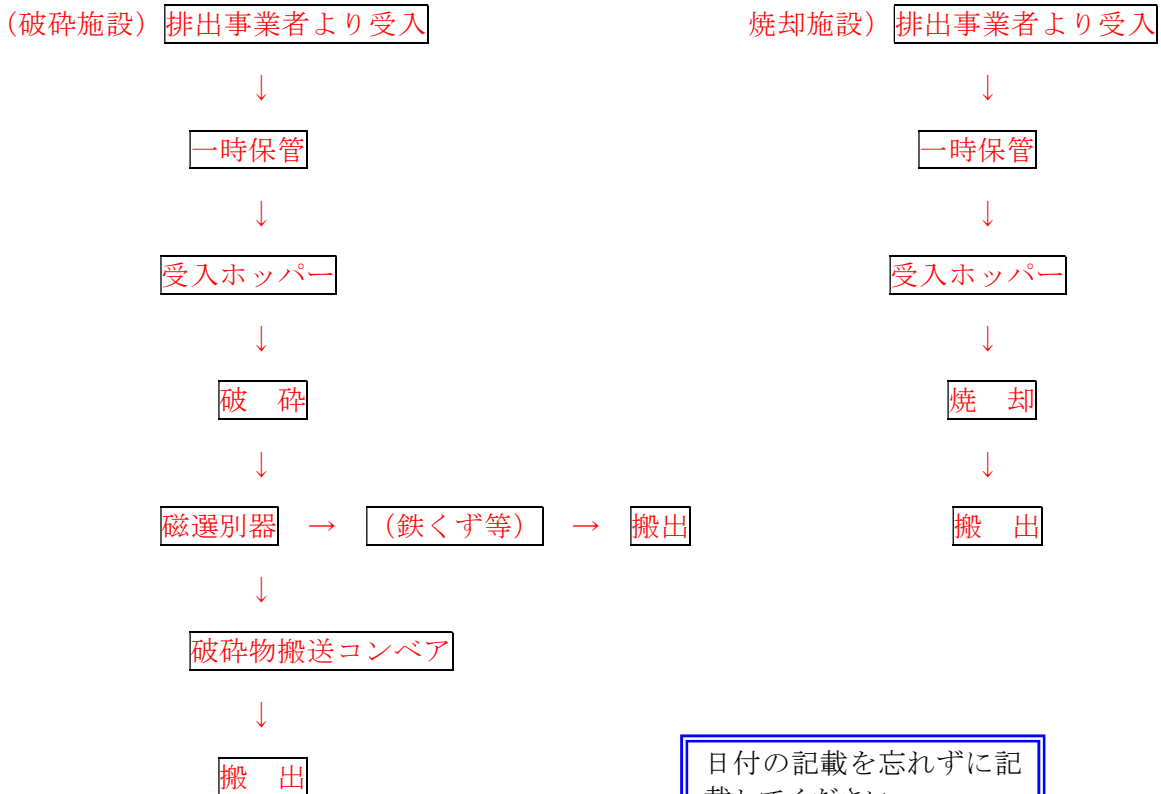
4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）
 ※中間処理の種類ごとに作業の手順のフロー図を記載してください。（別紙に記載してもかまいません。）

業務時間 午前9時～午後5時

休憩時間 正午～午後1時

休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、盆期間

処理工程



処分業に携わる者のみでなく、全従業員の人数を記載すること。

日付の記載を忘れずに記載してください。郵送の場合、送付した日付を記入してください。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載のこと。

従業員数内訳

令和〇年 〇月 〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5	1	1	5		11 <small>(うち3名事務員を兼ねる)</small>		20
				人	人	人	人

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等がいる場合は、申請書第2面にも記載してください。

(日本産業規格 A列4番)

6. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

騒音、振動の少ない機械を設置し、騒音、振動防止に努めること。

粉じんの飛散が予想される場合は、散水を行い、飛散の防止に努めること。

(2) 保管施設において講ずる措置

保管期間を超えて長期期間保管せず、速やかに処分すること。

保管する産業廃棄物が飛散しないよう、シートをかぶせること。

また、流出、地下浸透したりしないよう、床面はコンクリート張りとする。

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし。

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	<p>廃プラスチック類</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;">この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。</div>
発生量 (t/月又は m ³ /月)	20 t/日
処理方法	<p>自己処理 (処分場所)</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。所在地は番地、地割等まで記載すること。</div>
	<p>委託処理 (処分業者名) (一財) 県北</p> <p>(所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">該当するものを囲む。</div>
処理方法	<p>埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p>破碎済みの廃プラスチック類は、(一財) 県北へ搬入し、熔融処理後、再利用する。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">運搬先が岩手県外（盛岡市を含む。）の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。</div>
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	がれき類
発生量 (t/月又は m ³ /月)	20 t/日
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) 宮古産業㈱
	(所在地) 岩手県宮古市五月町1番20号
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却
	中間処理、売却の場合は具体的な方法
	破砕済みのがれき類は、〇〇産業株式会社へ売却し、路盤材として再利用する。
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。

売却

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	燃え殻、ばいじん
発生量 (t/月又は m ³ /月)	20 t/日
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) (一財) 県北 (所在地) 岩手県久慈市八日町1番1号
処理方法	<p>埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p>紙くず、木くずを焼却した後の燃え殻、ばいじんは (一財) 県北へ搬入し、埋立処理する。</p> <p>運搬先が岩手県外（盛岡市を含む。）の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付すること。</p>
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第十二号は法人申請の方のみ提出
してください。

様式第十二号（第十条の四第二項第七号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 ※…この様式にはこれから処分業を行っていくうえで必要とされるものについて記載すること。
 すでに所有しているものについては記載せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。

内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	50,000	
土 地	30,000	
事務所	10,000	
処理施設	10,000	
調 達 方 法	自 己 資 金	20,000
	借 入 金	30,000
	(借入先名)	岩手県庁銀行 20,000
		盛岡市銀行 10,000
	そ の 他	
	増 資	

総額と内訳の合計が一致するように留意してください。
 $30,000 + 10,000 + 10,000 = 50,000$

・「調達方法の合計」 = 「事業の開始に要する資金の総額」
 になるように留意してください。
 ・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること。

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

様式第六号は個人申請の方のみ提出してください。

確定申告の日付ではなく、申請日現在の状況を記載する（預貯金残高証明書の日付等）
青色申告者で貸借対照表を添付する場合には直前期の申告年月日を記載する。

様式第十三号（第十条の四第二項第八号、同条第二号、第十三号の二、第十三号の三、第十三号の四、第十三号の五、第十三号の六、第十三号の七、第十三号の八、第十三号の九、第十三号の十、第十三号の十一、第十三号の十二、第十三号の十三、第十三号の十四、第十三号の十五、第十三号の十六、第十三号の十七、第十三号の十八、第十三号の十九、第十三号の二十、第十三号の二十一、第十三号の二十二、第十三号の二十三、第十三号の二十四、第十三号の二十五、第十三号の二十六、第十三号の二十七、第十三号の二十八、第十三号の二十九、第十三号の三十、第十三号の三十一、第十三号の三十二、第十三号の三十三、第十三号の三十四、第十三号の三十五、第十三号の三十六、第十三号の三十七、第十三号の三十八、第十三号の三十九、第十三号の四十、第十三号の四十一、第十三号の四十二、第十三号の四十三、第十三号の四十四、第十三号の四十五、第十三号の四十六、第十三号の四十七、第十三号の四十八、第十三号の四十九、第十三号の五十、第十三号の五十一、第十三号の五十二、第十三号の五十三、第十三号の五十四、第十三号の五十五、第十三号の五十六、第十三号の五十七、第十三号の五十八、第十三号の五十九、第十三号の六十、第十三号の六十一、第十三号の六十二、第十三号の六十三、第十三号の六十四、第十三号の六十五、第十三号の六十六、第十三号の六十七、第十三号の六十八、第十三号の六十九、第十三号の七十、第十三号の七十一、第十三号の七十二、第十三号の七十三、第十三号の七十四、第十三号の七十五、第十三号の七十六、第十三号の七十七、第十三号の七十八、第十三号の七十九、第十三号の八十、第十三号の八十一、第十三号の八十二、第十三号の八十三、第十三号の八十四、第十三号の八十五、第十三号の八十六、第十三号の八十七、第十三号の八十八、第十三号の八十九、第十三号の九十、第十三号の九十一、第十三号の九十二、第十三号の九十三、第十三号の九十四、第十三号の九十五、第十三号の九十六、第十三号の九十七、第十三号の九十八、第十三号の九十九、第十三号の百）

資産に関する調書（個人用）令和〇年〇月〇日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額（千円）
現金預金	岩手県庁銀行（普通預金）		5,000
有価証券	現金預金額を省略しないで記載してください。		
未収入金			
売掛金	土地及び建物の金額は固定資産評価証明書に倣って記載してください。		
受取手形			
土地	自宅	1か所	10,000
建物	自宅	1か所	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	4,000
その他			
	※青色申告者で貸借対照表を作成している場合には、当該表のとおり記載してください。 なお、事業主貸、事業主借、元入金及び青色申告特別控除前の所得金額は計上しないでください。 また、土地、建物を貸借対照表に計上していない場合も固定資産評価証明書に基づき計上することが出来ます。		資産の合計金額を記載してください。 29,000
負債の種別		数量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形	負債欄についても、その有無を記載のこと。 負債が資産を上回った場合は、中小企業診断士の診断書を添付してください。		
その他			
負債計			0

岩手県収入証紙貼付欄

産業廃棄物処分業（変更） 92,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）第15条第2項）

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和 ○年 ○月 ○日

- 各役員及び政令使用人等に確認したうえで、誓約してください。
- 該当した場合は、不許可となります。
- 押印は不要です。

申請者

住所 岩手県盛岡市内丸10番地1

氏名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

該当しない一方を二重線で見え消してください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書 変更

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状(申請者の押印必要)を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとおり記入してください。個人の場合は住民票どおりに記入してください。※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。例：岩手 一郎 (屋号：岩手一郎商店)

届出者 〒123-4567 住所 岩手県盛岡市内丸10番1 氏名 岩手県株式会社 代表取締役 岩手 一郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 12-3456-7890 FAX番号 12-3456-0987 上記代理人 岩手行政書士事務所 行政書士 岩手 太郎 住所 岩手県盛岡市内丸11番1 電話番号 11-2222-3333 FAX番号 11-2222-3334



産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証に記載されている、許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について ~~廃止~~ 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

Table with 2 columns: 新 (New) and 旧 (Old). Rows include '廃止した事業又は変更した事項の内容' and '変更した事項の内容'.

変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

Table for '法定代理人' (Legal Representative) with columns for name and details. Includes a note about the '新旧対照表' (Comparison Table).

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更)

Table for personal details with columns: (ふりがな) 名称, 生年月日, 本籍, 役職名・呼称, 住所.

Table with example data: いわて しろう 岩手 四郎, S.20.6.6, 岩手県北上市水沢大手町5番地4, 取締役, 岩手県北上市水沢大手町5番地の4

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃の規定により登記
2 各欄にその記載事し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

役員新旧対照表

新			旧		
役職名	氏名	区分	役職名	氏名	区分
代表取締役	岩手 一郎		代表取締役	岩手 一郎	
取締役	岩手 二郎		取締役	岩手 二郎	
			取締役	岩手 三郎	退任
監査役	岩手 花子		監査役	岩手 花子	
取締役	岩手 四郎	就任			

変更前・変更後の役員全員が記載されたものを提出してください。

該当しない一方を二重線で見え消してください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書 変更

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状(申請者の押印必要)を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとおり記入してください。個人の場合は住民票どおりに記入してください。※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。例: 岩手 一郎 (屋号: 岩手一郎商店)

届出者 〒123-4567 住所 岩手県盛岡市内丸10番1 氏名 岩手県株式会社 代表取締役 岩手 一郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 12-3456-7890 FAX番号 12-3456-0987 上記代理人 岩手行政書士事務所 行政書士 岩手 太郎 住所 岩手県盛岡市内丸11番1 電話番号 11-2222-3333 FAX番号 11-2222-3334

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証に記載されている、許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

Table with 3 columns: Item description, New (新), and Old (旧). Rows include '廃止した事業又は変更した事項の内容' and '変更した事項の内容'.

変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項) 株主変更の場合は新旧対照表必須

Table for shareholder information with columns for Name, Residence, Date of Birth, Nationality, and Address. Includes example data for '岩手 一郎'.

廃止又は変更の理由 備考 1 この届出書は、廃止又は 2 各欄にその記載事項のすし、この様式の例により作

住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内丸10-1のように省略しないこと。番地において、”の”の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。) ・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。 ・ふりがなも忘れずに記入してください。

該当しない一方を二重線で見え消ししてください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書
変更

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状（申請者の押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとおり記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してください。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。
例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

届出者
〒 1 2 3 - 4 5 6 7
住 所 岩手県盛岡市内丸 1 1 番地 1
氏 名 岩手県株式会社
代表取締役 岩手 一郎
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0
F A X 番号 1 2 - 3 4 5 6 - 0 9 8 7
上記代理人 岩手行政書士事務所
行政書士 岩手 太郎
住 所 岩手県盛岡市内丸 1 1 番 1
電話番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 3
F A X 番号 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 4

印

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証に記載されている、許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ 変更 したの 本店と事務所が同じ場所の場合は、併せて事務所の変更届け出が必要です。
同法第 7 条の 2 第 3 項の規定による法律第 1 4 条の 2 第 3 項において準用する

廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 1 0 条の 1 0 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。）	本店所在地及び事務所の変更 岩手県盛岡市内丸 1 1 番地 1 （岩手県盛岡市盛岡町 4 3 2 1 番 6 5、 8 7 番 9 0）	旧 本店所在地及び事務所の変更 岩手県盛岡市内丸 1 0 番地 1 （岩手県盛岡市盛岡町 1 2 3 4 番 5 6、7 8 番 9 0）
--	---	---

変更した事項 『住居表示』で記載。地番が異なる場合は下に（ ）書きしてください。 第 2 項 「地割」、「番地」、「号」等は省略しないでください。

（変更内容）	名 称	住 所
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更）		
（ふりがな） 名 称	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 業務都合により、本店所在地及び事務所を移転したため。

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から 1 0 日以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

新旧対照表

本店所在地

新	旧
岩手県盛岡市内丸11番地1	岩手県盛岡市内丸10番地1

事務所

新	旧
岩手県盛岡市内丸11番地1 (岩手県盛岡市盛岡町4321番65、 87番90)	岩手県盛岡市内丸10番地1 (岩手県盛岡市盛岡町1234番56、 78番90)

事業場

新	旧

事務所の所在地は住居表示で記載してください。住所表記と地番が異なる場合には住所表記の下に地番を()書きしてください。

事業場の所在地は地番表記で記載してください。

該当しない一方を二重線で見え消してください。

産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状（申請者の押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書のとおり記入してください。個人の場合は住民票どおりに記入してください。※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。例：岩手 一郎（屋号：岩手一郎商店）

届出者 〒123-4567 住所 岩手県盛岡市内丸10番1 氏名 岩手県株式会社 代表取締役 岩手 一郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 12-3456-7890 FAX番号 12-3456-0987 上記代理人 岩手行政書士事務所 行政書士 岩手 太郎 住所 岩手県盛岡市内丸11番1 電話番号 11-2222-3333 FAX番号 11-2222-3334



産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証に記載されている、許可の年月日を記入してください。

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の

事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

内容確認について、電話もしくはメール等で確認する場合があります。

Table with 3 columns: New/旧, Content of business to be terminated/changed, and Business name. Content: 産業廃棄物収集運搬業の全部廃止

Table for 'Content of changed items'. Includes sections for 'Change for legal representative, shareholder, etc.' and 'Change for individual representative, employee, etc.' with fields for name, address, birth date, and residence.

廃止又は変更の理由 事業計画の見直しにより産業廃棄物収集運搬業を行わないこととしたため

備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(岩手県許可)産業廃棄物処分業 許可申請書添付書類一覧 (法人用)				チ ェ ッ ク
新:新規許可申請 更:更新許可申請 変:変更許可申請				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関から発行される証明書等は、原則として3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。 ・ 様式及び添付書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。 ・ 具体的な記載内容については、記載例と注意事項を参照してください。 ・ ●…必ず添付が必要なもの ・ △…更新時、変更がある場合のみ添付が必要なもの ・ ※…変更に係るものを添付 ・ - …添付が必要ないもの 				
○ 様式及び添付書類				
No	新	更	変	書類の名称
1	●	●	-	産業廃棄物処分業許可申請書(様式第八号 第1～3面)
2	-	-	●	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(様式第十号 第1～3面)
3	●	△	●	事業計画の概要を記載した書類(様式第七号の1～5) 詳細: 注意事項第7.2(3)参照 注)更新時、事業計画に変更が無いとして△印の書類を省略する場合には、「変更がない旨を記載した書類(任意様式)」を添付してください。
4	●	△	●	処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(様式第十一号) 注1)処理を委託する場合、その具体的な処分方法を明記し、委託先の産業廃棄物処分業に係る許可証の写しを添付してください。 注2)売却する場合、売却先における具体的な利用方法を明記してください。 注3)更新時、処理方法に変更が無いとして△印の書類を省略する場合には、「変更がない旨を記載した書類(任意様式)」を添付してください。 詳細: 注意事項第7.2(3)参照
5	●	●	●	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記した書類(様式第十二号) 注)該当がない場合も、その旨記載して提出してください。 詳細: 注意事項第7.5参照
6	●	●	●	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面◆ ※欠格要件については、別紙「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」欠格要件チェックシート(提出不要)を御参照ください。
7	●	●	●	定款(寄付行為)の写し及び法人登記事項証明書 注1)定款は、代表者により原本証明されたものを提出してください。 詳細: 注意事項第7.8参照 注2)更新または変更許可の場合の法人登記事項証明書は、履歴事項全部証明書としてください。
8	●	△	※	1. 中間処理施設(保管施設を含む)
				(1)施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書)
				2. 最終処分施設
				(1)施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書)
				(2)周囲の地形、地質、地下水の状況を明らかにする書類及び図面
(3)埋立の現状図面、残余容量計算書				
<新規・変更許可の場合> 設置許可対象施設又は事前協議を終了している施設については、設置許可証又は事前協議結果通知の写しを添付することにより、1. (1)並びに2. (1)及び(2)の書類の提出を省略することができます。 ※2. (3)の書類は上記の場合でも省略することができません。				
<更新許可の場合> 施設に変更が無い旨を記載した書類(任意様式)を添付することにより、1. (1)並びに2. (1)及び(2)の書類を省略することができます。(施設の現地確認に伴い、必要に応じて現況の図面等の提出を求めることがあります。) 詳細: 注意事項第7.2参照 ※2. (3)の書類は上記の場合でも省略することができません。				

次ページへ

(岩手県許可)産業廃棄物処分量 許可申請書添付書類一覧(法人用)				チ ェ ッ ク
新:新規許可申請 更:更新許可申請 変:変更許可申請				
No	新	更	変	書 類 の 名 称
9	●	△	※	施設の所有権を有することを証する書類(売買契約書の写し等) 注)更新時、所有権に変更が無いとして△印の書類を省略する場合には、「変更がない旨を記載した書類(任意様式)」を添付してください。詳細:注意事項第7.2(3)参照
10	●	-	※	事務所(契約事務等を行う場所)、事業場(施設を含む)の不動産(土地及び建物)に係る不動産登記事項証明書 注)地目が畑、田の場合は農地転用許可証の写しを添付してください。詳細:注意事項第7.3参照
11	●	-	※	事務所及び事業場に係る住宅地図等の写し
12	●	-	※	法務局発行の公図 注)事務所及び事業場の位置を記載してください。詳細:注意事項第7.3参照
13	●	-	※	賃貸借契約書等の写し(不動産を借用している場合)
14	●	●	●	申請者又は役員若しくは政令使用人が受講した産業廃棄物処分量許可講習会修了証の写し 注)有効期間は新規許可講習会5年、更新許可講習会2年(申請日時点において有効であること) 詳細:注意事項第7.4参照 注) 新規許可申請の場合は原則新規許可講習会の修了証を提出してください。
15	●	●	●	役員、株主等に係る住民票の写し(市町村発行の証明書原本。本籍地(外国籍の場合は国籍・地域)の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) 詳細:注意事項第7.11(6)参照 ◆(コピーは必要)
16	●	●	●	登記されていないことの証明書(提出できない場合には、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、事前にご相談ください) ◆
17	●	●	●	株主の法人登記事項証明書(法人株主がある場合)◆(コピーは必要)
18	●	●	●	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表(直前3年分) 注1)設立間もない(直前3年分の決算書を提出できない)法人の場合は、設立後5か年の事業計画書を提出してください。また、決算書を全く提出できない場合は、加えて法人の預貯金残高証明書も提出してください。 注2)最新決算期において債務超過となっている法人は中小企業診断士による診断書を提出してください。 詳細:注意事項第6.10参照 注3)最新決算期において繰越損失がある場合は、事業改善計画書を提出してください。 詳細:注意事項第6.11参照
19	●	●	●	税務署発行の法人税納税証明書「その1. 納税額証明用」又は源泉徴収票の写し(直前3年分) 詳細:注意事項第6.6参照
20	●	-	-	他県等で取得している許可証の写し(他県で許可を有している場合) 注)最新のを1自治体分提出してください。
21	●	●	●	委任状(行政書士が代理人として手続を代行する場合) 注)申請書第1面にも行政書士名の記載及び押印をお願いします。
<p>◆・・・先行許可証により省略できる書類</p> <p>(1)使用できる先行許可証 申請時より5年以内に発行された</p> <p>①産業廃棄物処理業許可証の原本 又は ②産業廃棄物処理施設設置許可証の原本 ただし、更新許可申請に際し、更新しようとする当該許可証を先行許可証として使用することはできません。 ①又は②については、先行許可証の提示による身分関係書類提出の省略をせずに受けた許可に係るものに限り、(規則第○条の○第○項の規定による許可証の提出の有無 無と記載のあるもの。)</p> <p>(2)先行許可証の提出により省略できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面(様式第六号の二 第10面) (誓約書) 役員、株主等に係る住民票の写し(本籍地の確認のため、コピーを各人分添付すること。) ただし、住民票の内容に変更がある場合は原本を提出すること。 登記されていないことの証明書 株主の法人登記事項証明書(本店所在地の確認のため、コピーを添付すること。) ただし、法人登記事項証明書の内容に変更がある場合は原本を提出すること。 				

第1. 申請について

担当者が不在の場合もありますので、来庁の際には予めご予約をお願いします。

第2. 申請窓口について

- 広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センター(以下、「広域振興局等」とします。)
- ・処理施設及び処分場所在地を管轄する広域振興局保健福祉環境部、保健福祉環境センター
- 資源循環推進課(県庁11階)
- ・移動式処理施設による中間処理に係る申請であり、かつ、岩手県外の事業者の場合
- * 盛岡市内で処分業を行う場合は、盛岡市に申請が必要ですので、別途確認してください。

第3. 事前協議について

- 新規許可・変更許可申請の場合は、**廃棄物処理施設の設置にあたって事前協議が必要**となるため、あらかじめ管轄する広域振興局等へご相談ください。
- 移動式処理施設で駐機場が岩手県外かつ、岩手県外の事業者の場合は資源循環推進課へご相談ください。

第4. 申請に必要なもの(申請書類)

1. 申請書(事業計画の概要を記載した書類等を含みます。)
 - (1) 申請書類の提出部数は、資源循環推進課に提出する場合は1部、広域振興局等に提出する場合は正副2部です。(提出用とは別に、保管用に控えを1部作成してください。)
 - (2) 申請書類はA4サイズの二つ穴ファイルに綴じて提出してください。
 - (3) 申請書類は片面印刷で提出してください。
 2. 添付書類(詳細は添付書類一覧表をご確認ください。)
 3. 申請手数料(申請手数料一覧をご確認ください。)
 4. 申請担当者の本人確認書類(名刺等)
- ※許可証の発送を希望する場合は切手を貼付した返送用封筒もあらかじめ用意してください。

第5. 審査について

1. 提出いただいた申請書類については、提出時に窓口または電話で形式審査を行います。(書類の記載漏れ、添付書類の提出漏れの有無等。)
2. 申請後に施設設置場所を管轄する広域振興局等の職員が施設の調査を行います。
3. 受理した申請書類の審査において、必要な書類の追加提出をお願いする場合があります。

第6. 許可申請書の記入上の留意事項

1. 次の事項及び記載例を参考のうえ法定様式(岩手県のHPよりダウンロード可能)に記入してください。
2. 申請日は、空欄で持参し、申請時に書き込んでください。
3. 電話番号は処理業の窓口になる番号を記入してください。
4. 事業の範囲は、中間処分の方法ごと、又は、埋立処分ごとに取り扱う産業廃棄物の種類を記入してください。
5. 「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず」3品目すべてを取り扱う場合、自動車等破砕物を取り扱うかどうかを明記してください。(「自動車等破砕物を含む。」、又は「自動車等破砕物を除く。」)
6. 石綿含有産業廃棄物を取り扱うかどうかを明記してください。(「石綿含有産業廃棄物を含む。」、又は「石綿含有産業廃棄物を除く。」)
7. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱うかどうかを明記してください。(「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。」「水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。」「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。」等)
8. 押印は委任状、経営診断書以外は不要とします。

処分業許可申請にあたっての注意事項

第7. 添付書類作成にあたっての留意事項

1. 事業計画の概要を記載した書類

(1) 廃棄物の種類は、法令に基づく廃棄物の種類を記入してください。

1	燃え殻	11	がれき類
2	汚泥	12	ばいじん
3	廃油	13	紙くず
4	廃酸	14	木くず
5	廃アルカリ	15	繊維くず
6	廃プラスチック類	16	動植物性残さ
7	ゴムくず	17	動物系固形不要物
8	金属くず	18	動物のふん尿
9	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	19	動物の死体
10	鉱さい	20	産業廃棄物を処分するために処理したもの

※事前協議及び設置許可の内容により品目限定が付されることがあります。その場合は、限定条件についても正確に記載してください。

(2) 予定排出事業場が、工事現場等で特定できない場合は、排出事業者の所在地に加えて、「(岩手県内各工事現場)」と記入してください。

2. 施設等に関する書類

(1) 中間処理施設(※)

I. 施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書)

(2) 最終処分施設(※)

I. 施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書)

II. 周囲の地形、地質、地下水の状況を明らかにする書類及び図面

III. 埋立の現状図面、残余容量計算書

※<新規・変更許可の場合>

設置許可対象施設又は事前協議を終了している施設については、設置許可証又は事前協議結果通知の写しを添付することにより(1) I、(2) I、IIの書類を省略することができます。

※<更新許可の場合>

A4様式用の紙に「施設に変更が無い」旨を記載した書類を添付することにより(1) I、(2) I、IIの書類を省略することができます。

なお、施設の現地確認により、必要に応じて現況の図面等の提出を求める場合があります。

(3) 施設の所有権を有することを証する書類

・売買契約書の写しまたは賃貸契約書の写し(所有者の使用権原を明確に確認できる書類。)

※A4様式用の紙に「施設に変更が無い」旨を記載した書類を添付することにより書類を省略することができます。

処分業許可申請にあたっての注意事項

3. 事務所、事業場に係る法務局発行の公図および登記事項証明書について

(1) 事務所:産業廃棄物処分業に係る契約事務を行う場所

- ・法務局発行の公図および建物の不動産登記事項証明書を提出してください。
- ・公図もしくは公図の写しに事務所の位置を記載してください。(公図に示した事務所所在地が住居表示と異なる場合は、申請書の事務所欄にカッコ書きで地番を追記してください。)
- ・付近の見取図を提出してください。(周辺のランドマーク等が含まれる地図がわかるもの。)
- ・事務所建物を借用している場合には賃貸借契約書の写しを添付してください。(申請書第1面の事務所の所在地において、住居表示又は地番表示と整合が取れているものに限り。)
- ・事務所建屋が登記されていない場合には、そのことについて説明が必要なため、事前に申請先の広域振興局等又は資源循環推進課へご相談ください。(別途提出頂く書類があります。)

(2) 事業場

- ・法務局発行の公図、土地の不動産登記事項証明書を提出してください。
- ・公図もしくは公図の写しに事業場の位置を記載してください。
- ・付近の見取図を提出してください。(周辺の地図がわかるもの。)
- ・土地を借用している場合には賃貸借契約書の写しを添付してください。(申請書第1面の事業場の所在地において、地番表示と整合が取れているものに限り。)
- ・地目が畑、田の場合は農地転用許可証の写しを添付してください。

4. 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写し

(1) 次に掲げるいずれかの者が(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の処分課程(新規許可申請の場合は原則として新規許可講習とし、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規許可講習又は更新許可講習とする)を修了した者であることが必要です。

- 法人の代表者(個人である場合は申請者になります)
- 法人の業務を行う役員(監査役、相談役、顧問等は該当しない場合があります。)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第6条の10に規定する使用人。具体的には、本店、支店、事務所又は事業場(積替え、保管施設)の代表者であって、岩手県における処分業に係る契約を締結する権限を有する使用人になります。

(2) 講習については、次に掲げるものが有効です。

I. 新規許可申請の場合

- ・新規許可講習・・・許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの。
- ・更新許可講習(他県等で既に産業廃棄物の処分業の許可を取得している場合、又は、既に産業廃棄物の処分業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り。また、特別管理産業廃棄物の処分業の申請にあつては、同様に、他県等で既に特別管理産業廃棄物の処分業の許可を取得している場合等に限り。)...許可申請の日から起算して2年前までに修了したもの。

II. 更新許可申請の場合

- ・新規許可講習・・・許可の申請の日から起算して5年前までに修了したもの。
- ・更新許可講習・・・許可の申請の日から起算して2年前までに修了したもの。

III. 変更許可申請の場合

直前の許可申請で添付したもの。

ただし、講習会の修了者が退社等により不在の場合は、

- ・新規許可講習・・・許可の申請の日から起算して5年前までに修了したもの。
- ・更新許可講習・・・許可の申請の日から起算して2年前までに修了したもの。

(3) 特別管理産業廃棄物処分業の講習会の修了証で産業廃棄物処分業の許可申請をすることもできます。

※収集運搬課程で、処分課程を兼ねることはできません。

処分業許可申請にあたっての注意事項

5. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

- (1) 資金を借入する場合は、融資証明書及び返済計画を添付してください。
- (2) 新たに資金を調達する必要がない場合は、その旨を記載してください。

6. 直前3年の法人税の納税証明書(法人の場合)

- (1) 納税証明書は税務署で発行する「その1 納税額等用」を添付してください。
- (2) 税金は完納されている必要があります。
- (3) 新規法人で、実績がなく3年分の納税証明ができない場合は、設立後5カ年の収支計画書(11. 事業改善計画について(2)に記載のある基本的事項に準ずる。)を添付してください。

7. 資産調書、所得税の納税証明書(個人の場合)

- (1) 納税証明書は税務署で発行する「その1 納税額等用」を添付してください。
- (2) 税金は完納されている必要があります。
- (3) 直前3年間の納税証明書、源泉徴収票の写し、及び直前の預貯金残高証明書、固定資産評価証明書を添付してください。

8. 定款(又は寄附行為)の写し及び法人の登記事項証明書

定款(又は寄附行為)については、申請者により余白に原本であることの証明をしてください。(「この定款は、原本と相違ないことを証明します。」と「日付」、「社名」、「代表者名」を記載してください。)

※組合、非営利法人等の場合は、代表理事以外の理事等の選出に係る総会の議事録の写しを添付してください。(代表理事等による、原本照合したもの。)

※事業の目的に、産業廃棄物処分業を営むことが確認できる記載があることが望ましい。

9. 中小企業診断士または公認会計士の経営診断書

直近の決算書類において債務超過の場合には、中小企業診断士または公認会計士の経営診断書が必要です。

- (1) 債務超過とは、自己資本比率[純資産合計を総資産合計で除して百分率で表したもの]が負の数値である場合をいいます。
- (2) 診断書は以下の基本的事項を含むものとしてください。
 - I. 診断者の記名及び押印又は署名
 - II. 債務超過に至った原因及び現状分析等
 - III. 債務超過を解消するための事業改善計画(経営改善のための具体的な方策を記載してください。)
 - IV. 事業改善計画に基づいて作成した今後5年間の収支計画書(各期ごとの売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期利益、当期利益、繰越利益剰余金、純資産の部合計等の具体的な数値を記載したものとしてください。)
- (3) 診断書の作成の要否については、あらかじめ県庁資源循環推進課、広域振興局等にお尋ねください。
なお、今後5年間の事業の収支計画において、債務超過が解消出来ない場合には不許可及び許可取消し処分になる場合があります。

10. 事業改善計画について

- (1) 直前期に繰越損失がある場合には、事業改善計画書が必要です。
- (2) 事業改善計画書は以下の基本的事項を含むものとしてください。
 - I. 繰越損失を解消するための事業改善計画(経営改善のための具体的な方策を記載すること。)
 - II. 事業改善計画に基づいて作成した今後5年間の収支計画書(各期ごとの売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外損失、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期利益、当期利益、繰越利益剰余金等の具体的な数値を記載したものとする。)

なお、繰越損失を解消する期間は5年以内としてください。

処分業許可申請にあたっての注意事項

11. その他

- (1) 基本的に、郵送での受付となります。県内の事業者の申請に当たっては、対面での受付も可能ですので、事前にご確認ください。
申請は、資源循環推進課又は所管の広域振興局等で行ってください。(問合せ先参照)
- (2) 優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る更新許可申請を行う場合は、事前に資源循環推進課又は所管の広域振興局等にご相談下さい。
- (3) 法人の登記事項証明書、住民票の写し、成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、納税証明書、写真については、2部提出が必要な場合、正本1部について原本であればもう一方は省略の旨を記載した書面(任意様式)を添付することで省略ができます。証明書は、発行から3か月以内のものが有効です。
- (4) 添付書類は添付書類一覧表の番号順にそろえて提出してください。
- (5) 更新申請は、許可期限の2か月前から受け付けます。
- (6) 先行許可証の利用、すなわち、申請時より5年以内に発行された産業廃棄物処理業許可証又は産業廃棄物処理施設設置許可証の原本(許可証の提示による身分関係書類提出の省略をせずに受けた許可に係るもの)を職員に提示することにより、**誓約書、住民票の写し、登記されていないことの証明書、法人株主に係る法人登記事項証明書の原本提出**を省略することが可能です。ただし、本籍地及び本店所在地の確認のため、住民票の写し(本籍地記載のもの)を各人分及び法人株主がある場合には株主の法人登記事項証明書のコピーを添付してください。なお、発行の有効期限については、住民票の写し及び株主の法人登記事項証明書の氏名、住所、本籍地等が変更になっていない場合のみ、3か月以内に発行されたものでなくても構いません。なお、本籍地市町村に照会する必要上、本籍及び住所は正確に記載してください。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社が申請する場合、当該子会社を含む連結会社に係る(連結)貸借対照表、(連結)損益計算書、(連結)株主資本等変動計算書、個別(又は連結)注記表及び法人税納税証明書「その1. 納税額証明用」(いずれも直前3年分)の提出を求めることがありますので、事前に資源循環推進課又は所管の広域振興局等へご相談ください。
- (8) 行政書士による代理・代行の場合は、記名及び職印の押印が必要です。(行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条)

12. 申請手数料

産業廃棄物処分業	新規	100,000円
	更新	94,000円
	変更	92,000円
特別管理産業廃棄物処分業	新規	100,000円
	更新	95,000円
	変更	95,000円

* 申請受付時に岩手県収入証紙で納入していただきます。

(収入証紙は県庁、広域振興局等のある合同庁舎等で購入できます。)

処分業許可申請にあたっての注意事項

第8. 産業廃棄物処理業に関する問い合わせ先

窓 口	所 在 地	所 管 市 町 村
岩手県庁 岩手県環境生活部 資源循環推進課	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 電話 019-629-5388	県外、盛岡市
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話 019-629-6563	八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、 矢巾町、紫波町、滝沢市
県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5 電話 0197-48-2422	奥州市、金ヶ崎町
県南広域振興局 保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	〒025-0075 花巻市花城町 1-41 電話 0198-41-5405	花巻市、遠野市、北上市、西和賀町
県南広域振興局 保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター 環境衛生課	〒021-8503 一関市竹山町 7-5 電話 0191-26-1412	一関市、平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話 0193-27-5523	釜石市、大槌町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話 0193-64-2218	宮古市、岩泉町、山田町、田野畑村
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話 0192-22-9814	大船渡市、陸前高田市、住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話 0194-66-9681	久慈市、洋野町、野田村、普代村
県北広域振興局 保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター 環境衛生課	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話 0195-23-9219	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村

○盛岡市内の行政担当機関

盛岡市 環境部 廃棄物対策課 指導係	〒020-8531 盛岡市若園町 2-18 電話 019-651-4111(代表)	盛岡市
--------------------------	---	-----

○講習会の問い合わせ先

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会
〒020-0023 盛岡市内丸 16-15 内丸ビル 5F 電話 019-625-2201、2203